

地方分権の推進に関する意見書

『豊かな自治と新しい国のかたちを求めて』
地方財政自立のための7つの提言

平成18年6月7日
地方六団体

全国知事会
全国都道府県議会議長会
全国市長会
全国市議会議長会
全国町村会
全国町村議会議長会

目 次

はじめに	1
1. 分権改革の推進方策と分権改革への地方の参画	3
【提言1】「新地方分権推進法」の制定	3
～今、改めて、国民・国会の力で分権を	
【提言2】「地方行財政会議」の設置	3
～「国と地方の協議の場」の法定化	
2. 分権改革の税財政面での具体的方策	4
【提言3】地方税の充実強化による不交付団体人口の大幅増	4
【提言4】「地方交付税」を「地方共有税」に	6
～法定率を見直し、特別会計に直入。	
特例加算・特別会計借入を廃止	
【提言5】税源移譲に対応し、国庫補助負担金の総件数を半減（一般財源化）	6
して約200とし、地方の改革案を実現	
【提言6】国と地方の関係の総点検による財政再建	7
【提言7】財政再建団体基準の透明化、首長・議会責任の強化、	8
住民負担の導入	

はじめに

「未完の改革」をもう一度動かすために

国会が全会一致で地方分権の推進を決議した平成5年(1993年)以来、平成7年(1995年)に地方分権推進法が施行され、その後6年間続いた「第一次分権改革」は、自治体を「国の下請け機関」とみなしてきた機関委任事務制度を廃止し、国と地方を法制度上、「上下・主従」から「対等・協力」の関係に変えた。さらに、地方の税財政に焦点を当てた平成14年(2002年)からの「三位一体の改革」は、国から地方へ3兆円の税源移譲を実現した。

これらの改革は、明治の近代国家形成期から昭和の高度経済成長期までの時代に、この国の基本的なかたちとして機能してきた「国が決めて地方が従う」という中央集権の原理を、「自分たちの地域のことは自分たちで決める」という自治・分権の原理へ、歴史的に転換する貴重なステップだった。

しかし、権限と組織を頑なに守ろうとする中央省庁の壁は厚く、「三位一体の改革」では、3兆円の税源移譲が実現したとはいっても、そのための財源を生み出すために必要だった多くの国庫補助負担金の廃止は見送られ、国の強い関与を残したまま国の補助負担率を引き下げる手法が用いられ、地方の自由度の拡大という点では不十分だった。

また、国と地方が対等の立場で協議を行う「国と地方の協議の場」が設けられたことは大きな意味があったが、実際には十分に機能したとはいえない。

日本の地方分権はなお、「未完の改革」にとどまっており、多くの国民の共感を呼び起こし、それを支えに改革をもう一度動かさなければならない。

この13年間の過程で得られた成果と経験を活かし、残された多くの課題を乗り越えるためには、国民に夢を与える分権型の国の仕組みと社会の将来像を示し、暮らしに必要な公共サービスを効率的・効果的に提供し、文化や産業などの地域の個性を活かしたまちづくりができ、住民から信頼される自治体の姿を描くことが必要である。

本意見の位置づけ

本意見は、地方六団体で設置した「新地方分権構想検討委員会」から、去る5月11日提出を受けた「分権型社会のビジョン(中間報告)」の提言を踏

まえ、税財政改革を中心とした7つの提言を緊急に取りまとめ、地方自治法第263条の3第2項の規定に基づき、地方六団体として意見を提出するものである。

なお、法定受託事務、奨励的補助金、道路特定財源、特定地域における特例措置に関する事など、これまで地方六団体から国に対して提言等を行ってきたもののうち本意見の中で記述していないものがあるが、これらの提言等については、今後、必要に感じ、改めて意見等としてとりまとめることを検討するものである。

本意見は、「第一次分権改革」の端緒となった平成6年(1994年)9月の「地方分権の推進に関する意見書」以来、12年ぶりに地方自治法に基づく意見提出権を行使するものであり、我々の重大な決意と意見提出権の重みを十分に理解していただき、真摯な対応をしていただきたい。

各政党や国会議員各位におかれても、先に国会で全会一致で決議されたように、地方分権の実現について断固とした決意をもって、国民、各界・各層に訴えかけていただきたい。

そして、全国津々浦々において、地方分権に関する国民的な関心が高まり、政府内、そして国会において地方分権に関する活発な議論が行われ、本意見に掲げる提言が実現される日が、一日も早く来ることを強く期待したい。

最後に、本意見に掲げる提言が「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(骨太の方針2006)に反映されることはもとより、その実現に向けて内閣及び国会が動き出すことをあらためて強く求める。

1. 分権改革の推進方策と分権改革への地方の参画

【提言1】

「新地方分権推進法」の制定

～今、改めて、国民・国会の力で分権を

【提言2】

「地方行財政会議」の設置

～「国と地方の協議の場」の法定化

1. 第一期改革を踏まえ、平成19年度（2007年度）以降の第二期改革を、国民・国会の力で強力に推進するため、「(仮)新地方分権推進法」を制定する。

2. 「(仮)新地方分権推進法」には、地方分権の基本理念、地方分権推進計画の策定、次のような内容の「(仮)地方行財政会議」の設置等を定める。

(1) 「(仮)地方行財政会議」の設置の趣旨

分権改革の推進を図るため、地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、政府と地方の代表者等が協議を行い、地方の意見を政府の政策立案及び執行に反映させる。

(2) 「(仮)地方行財政会議」の事務及び権限

以下の事項のうち重要なものについて、政府または地方からの申し出により協議を行い、政府は、会議において協議が整った事項については、その結果を尊重するよう努めるものとする。

- ① 国と地方の役割分担のあり方
- ② 国による関与・義務づけのあり方
- ③ 地方が処理する事務の経費に係る国の補助負担金のあり方
- ④ 地方税財政制度のあり方
- ⑤ 地方への新たな事務または負担の義務づけとなる法令、施策

等

3. 「(仮)地方行財政会議」が法律により設置されるまでの間、現在の「国と地方の協議の場」を維持し、協議を継続的に行うこととする。

4. 「(仮)新地方分権推進法」は議員立法によることも視野に入れ、制定する。

2. 分権改革の税財政面での具体的方策

【提言3】

地方税の充実強化による不交付団体人口の大幅増

1. 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率において生じている乖離を縮小し、地方が担う事務と責任に見合う国と地方の税源配分とする。
2. 偏在性の少ない居住地課税である地方消費税と個人住民税の充実強化を図り、地方共有税（地方交付税）に依存せず自分たちの税金で自主的な財政運営が可能な自治体の人口を大幅に拡大する。
 - (1) 消費税と地方消費税の割合を4：1から2.5：2.5にする。
 - (2) 所得税から住民税へ税源移譲し、個人住民税所得割をさらに3%上乗せする。
3. 地方税は地域偏在性が比較的少ない税目構成とし、地方共有税（地方交付税）の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成となるようにする。
4. これにより、まずは国税と地方税の税源配分を5：5とする。

【提言4】

**「地方交付税」を「地方共有税」に
～法定率を見直し、特別会計に直入、
特例加算・特別会計借入を廃止**

1. 地方交付税が、国から恩恵的に与えられるものではなく、『自らの財源を他の自治体のために融通しあうことにより、全ての自治体が国に依存せずに、住民に対して一定水準の行政サービスを提供できるようにすべきである』との考え方に基づく、セーフティネットとしての性格を持つものであることを、その制度上、明確にするため、「(仮)地方行財政会議」において検討の上、以下の7項目の改革を一体的に行うこととする。
 - (1) 名称を以下のとおり変更する。
 - ① 国民から国の特別会計に入るまで「地方共有税」
 - ② 国の特別会計を出て自治体に入るまで「地方共有税調整金」
 - (2) 国の一般会計を通さずに、「地方共有税及び譲与税特別会計」に直接繰り入れる。
 - (3) 現在の財源不足（H18年度 8.7兆円）を解消するため、地方共有税（地方交付税）の法定率の引上げを行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う。
 - (4) 3年から5年に一度、地方共有税（地方交付税）の法定率の変更を行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う。
 - (5) その他の年度は、財源不足があれば地方債または「地方共有税及び譲与税特別会計」内に新たに設置する基金により調整する。
 - (6) 特例加算や特別会計による借入れは行わない。
 - (7) 国の政策減税の実施に伴い地方の財源不足が生じる場合には、地方共有税（地方交付税）の法定率を引き上げる。

【提言5】

**税源移譲に対応し、国庫補助負担金の総件数を半減
(一般財源化) して約200とし、地方の改革案を実現**

1. 分権改革を進めるための税財政面の取組みとしては、国から地方への税源移譲が中心となる。これに対応する国の財源については、地方から既に提出済みの「国庫補助負担金等に関する改革案」を着実に実施し、国庫補助負担金を廃止(一般財源化)することや事務事業を廃止することなどにより、国の責任によって措置すべきである。
2. 国庫補助負担金改革に当たっては、地方分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、生活保護費等真に国が責任をもって負担すべき分野を除き、原則として廃止(一般財源化)する。
当面、国庫補助負担金の総件数の半分を廃止(一般財源化)する。
3. 国庫補助負担金の削減は、財政面における地方の自由度を高めるために、補助負担率を引き下げるのではなく、国庫補助負担金そのものを廃止(一般財源化)する。
4. 国庫補助負担金の廃止を行う一方で、従前の国庫補助負担金と同一又は類似の目的、内容を有する国庫補助負担金、交付金、統合補助金を創設すべきではない。
5. 国直轄事業負担金については、自治体に対して個別に財政負担を課する極めて不合理なものであることから、これを廃止する。特に、維持管理費に係る国直轄事業負担金は、本来、管理主体が負担すべきことから、早急にこれを廃止する。

【提言6】

国と地方の関係の総点検による財政再建

1. 国・地方を通じた行財政改革・財政再建を徹底して行う。この場合には、次のような国と地方の関係を総点検する。
 - (1) 国と地方の役割分担の明確化
 - (2) 国による関与・義務づけの廃止・縮小
 - (3) 国と地方の二重行政の解消
 - (4) 権限の移譲に対応した国の出先機関の廃止・縮小
(出先機関を自治体に移管する際には、事務の執行について国から全く関与されないこととする。)
 - (5) 地方がこれまで廃止を求めている国庫補助負担金のうち、未だ整理されていないものの廃止
2. 自治体自らの責任と判断のもと、決意をもって、地方行革を一層強力に推進する。特に給与の適正化を厳格に行う。国は、地方よりも遅れている国自身の行財政改革を断行すべきである。
3. 行財政改革の推進は、国・地方を通じたプライマリーバランスの黒字化に大きく寄与することとなるが、なお、不十分な場合には、更に国庫補助負担金を廃止すべきである。

地方交付税は、自治体が、法令等による歳出や事務事業の義務づけを含め地域社会に必要不可欠な公共サービスを提供することができるよう、財源保障を行っているものであり、その性格上、目標を設けて削減することにはなじまない。

【提言 7】

**財政再建団体基準の透明化、首長・議会責任の強化、
住民負担の導入**

1. 住民が自分の自治体の財政状況に常に関心を持ち、自治体の財政運営に対するチェック機能を高めることで、健全な財政状況を保ち、財政再建団体となることを未然に防止するため、
 - (1) 財政再建団体となる基準等について、普通会計への負担につながる企業会計等や外郭団体（地方公社、第三セクター等）の負債も考慮した、フローとストック両面の透明性の高い財政指標等を開発する。
 - (2) 財政運営の透明性を確保するため、情報公開を徹底する。
 - ① 外郭団体の情報公開の推進
 - ② 非公開情報の明確化や迅速でわかりやすい情報提供の推進
 - ③ 定期的な財政状況の公表
 - (3) 勧告権の付与による権限の強化など監査機能を充実する。
2. 自治体が住民の監視による自主的な財政の健全化を行うことができず、財政再建団体となった場合には、
 - (1) 首長・議会の責任を問う仕組みを強化する。
 - (2) 住民負担を求める仕組みを導入する。
 - (3) 貸し手責任は問わず、債務は完全に履行する。
但し、工業用地造成事業債等、その償還財源を特定の事業収入のみとすべき地方債については、貸し手責任を問う仕組みを検討する。
3. 地方債の自治体全体での共同発行機関を設ける。
4. 財政再建制度の見直しは、地方の参画のもとで行う。

2013年12月18日

関西広域連合「道州制のあり方研究会」
道州制における税財政制度を巡る論点

沼尾波子（日本大学）

1. 道州制に関する税財政制度検討について

(1) 道州制といっても同床異夢

- ・道州制導入の意義、目的、ならびに国、道州、基礎自治体それぞれの姿が不明確
- ・国と地方の役割分担に応じた税財源配分の検討が必要

(2) 日本の状況

- ・小さな島国であるとともに、国土の7割弱を森林が占め、欧州に比べて急峻な山々に水源が宿るという構造。国土開発や保全のコストは地域によって大きく異なるが、上流の中山間地域と下流の都市部は、いわば相互依存の関係にある。
- ・諸外国と比べて、国内で、言語、文化、生活習慣などの差異が比較的少ない。
- ・義務教育は全国均質的に普及している。(市場化、民営化による格差拡大は生じている。)
- ・インフラや施設の整備・普及状況をみると、三大都市圏や太平洋ベルト地帯にかなり偏って整備されてきた。
- ・グローバル化、IT化の進展に伴い、経済の東京一極集中の傾向は加速しており、こうしたグローバル企業(本社)は行政機構のあり方にかかわらず、東京に集中することが想定される。

(3) 税源の在り方を巡る議論

1) 事務権限配分からみた税源配分

○第28次地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申」

- ・偏在度の低い税目を中心に地方に税源を移すことで、地方税中心の財政構造を構築し、地方の財政運営の自主性及び自立性を高めることを提言。

○道州制ビジョン懇談会中間報告

- ・道州や基礎自治体において、偏在性が小さく安定性を備えた新たな税体系を構築すること。道州や基礎自治体が、税目並びに税率等を独自に決定するなど、課税自主権を付与することに言及。

○自民党「道州制基本法案」

- ・「道州及び基礎自治体の事務を適切に処理するため、道州及び基礎自治体に必要な税源を付与するとともに、税源の偏在を是正するため必要な財政調整制度を設ける」。

- ・更なる税源移譲は必要か？ ⇒自主財源主義か一般財源主義か
- ・地方分権改革の推進、東京への一極集中の緩和、行財政効率化に資するのかどうか疑問

○税源が大きく偏在する状況で、地方公共財の「応益原則」の名のもと、自主財源主義を追求することの妥当性

○道州単位で所得再分配機能を担うとすれば、低所得者対策等の水準が道州によって異なることを容認できるか

○道州単位で経済安定化機能を担うとすれば、財政政策だけでどこまでの調整が可能か（通貨が「東京円」「大阪円」と分化されない限り、金融政策の分権化はできない）

2) 税源偏在

- ・国税5税について一人当たり税収額から偏在性をみると、法人税、相続税、所得税の順で偏在度が高い。

⇒国から地方へ更なる税源移譲を実施し、道州単位でのサービス給付を考え、財政調整制度の機能強化を考えない場合、道州間で財政力に大きな格差が生じる。

①消費税

- ・比較的偏在性は低い。
- ・道州ごとに独自の税率や課税対象を定めることを認めれば、徴税事務が複雑化すると同時に、物流や経済取引に障害を与えることも考えられる。
- ・社会保障と税の一体改革では、消費税の用途は社会保障四経費と整理

②法人税

- ・法人税による租税政策（税制優遇による投資や生産活動の刺激など）を道州が担うとすれば、法人税の道州への移譲が必要
- ・法人税は地域間の偏在性が大きいことから、ナショナル・ミニマムの確保を目指すのであれば、手厚い財政調整が必要
- ・租税競争は、東京一極集中をさらに拡大する可能性がある。経済力が乏しく財政力の弱い道州は、企業誘致や産業振興のための優遇税制など積極的な経済政策を施す余裕がもてない。
- ・法人税は景気の影響を受けやすく、安定的な財源としては課題もある。
- ・租税政策、財政政策だけで経済対策が可能か。（通貨発行権は道州にはなく、財政政策と金融政策の一体的実施は困難。）

③所得税・相続税

- ・所得再分配機能を道州が担うとすれば、累進課税型の所得税や相続税を道州の税源とす

ることが考えられる。だが、その結果、地域により負担水準に格差が生じる可能性が高い。

- ・相続税を委譲した場合、遺産取得税方式をとる日本の相続税では、相続財産の所在にかかわらず納税義務者である相続人の居住地に税収が帰属することになる。

⇒

- ・税源の遍在性や財政需要の地域間格差を考慮すれば、自主財源主義に基づいて、道州単位で財政運営を行うことは難しいと考えられる。また、ナショナル・ミニマムという考え方を国民が放棄できるのかについても疑問が残る。
- ・財政調整制度と租税政策の両立には、ナショナル・ミニマムを基本とする「標準税率」設定と財政需要を考慮した財政調整制度の設定、ならびに、基準以外のサービスや施策を選択できる権限（税率操作権や独自課税創設の権限）を持つことが必要である。

(4) 財政調整制度

1) ナショナル・ミニマムについて

○第28次地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申」

国が全国一律の基準を定め、これに従って都道府県（及び市町村）が実施しているもの（又は市町村が実施し、これに対して都道府県が関与や調整を行っているもの）については、国はナショナル・ミニマムに係る基準など本来国が定めるべきものを定めることに重点化する。

○道州制ビジョン懇談会「中間報告」

生活保護、年金、医療保険等のナショナル・ミニマムならびに警察治安・広域犯罪対策については、十分な議論を行い、基礎自治体と道州が果たすべき役割と、国が責任をもつべき部分を検討する。

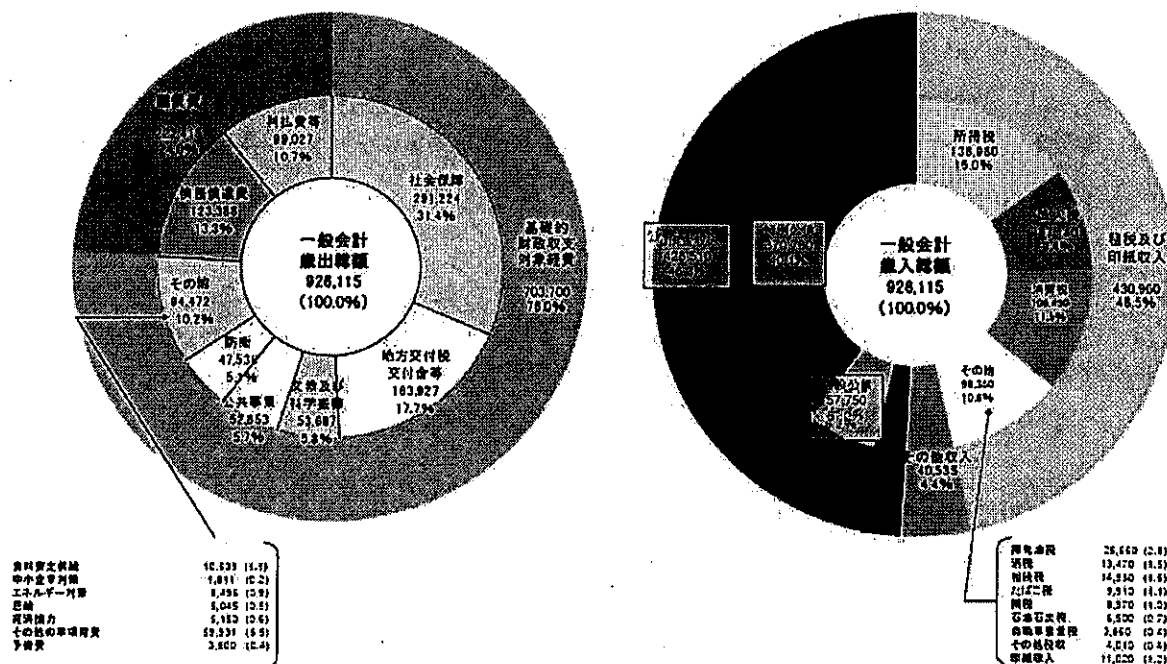
○自由民主党「道州制に関する第3次中間報告を踏まえた論点整理」

社会保障（年金を除く）、義務教育、警察・消防について最低限全国一律に義務づけられる事務」の適正な執行の確保をはかる観点から、「現在の地方負担分を含め全額国が負担する新しい制度を創設し、必要な財源保障・財政調整を国の役割において行うかを検討する。

○道州制推進知事・指定都市市長連合「地域主権型道州制の基本的な制度設計と実現に向けた工程－国民的な議論を喚起するための試案－」

社会保障や義務教育、警察など、国の基準に基づき、全国的に一定水準の行政サービスを保障するための費用については、国と基礎自治体、道州の税源配分を踏まえつつ、国から基礎自治体及び道州への負担金制度等の創設を検討する。

参考：平成25年度政府一般会計歳出・歳入



2) 道州間財政調整

・道州制推進論のなかで、国税を原資とした垂直的調整は分権化に反するとの見方から、道州間での水平的財政調整制度創設を主張する声

⇒ いったんある道州に入った税収を他の道州に交付する制度をつくることは困難。(富裕団体が、そうでない自治体の財源を融通する義務を負う理由を説明できない。)

・調整財源の必要額について道州間で合意形成を図ることは困難。(欧州で水平的財政調整を導入しているのは、地域間の不均衡が小さく、調整財源の不足が生じていない北欧諸国が中心。ドイツでは、水平調整だけではうまくいかず、垂直調整を併用。)

・東京一極集中が進む中で、税源は首都圏に遍在しており、一定水準の行政サービスを全国的に保障するための水平調整を実施しようとするれば、事実上、調整財源の多くを首都圏が拠出する可能性も

・国・地方をあげて財源が不足する状況下で、総額確保が困難となれば、道州間で行政サービス水準に大きな格差が生じる可能性⇒人口移動を引き起こす可能性

・垂直的財政調整を通じたナショナル・ミニマム (スタンダード) の保障。

・国は、国民に対する生存権保障の責任を負う。

⇨ 財政調整・財源保障を通じた国の関与を問題視する指摘

財源保障の問題か？ 規律密度の問題か？

3) 市町村間の財政調整

- ・市町村間の財政調整は、一國全体で行うのか。それとも道州内で行うのか。

Cf. 市町村間の財政調整は各道州の役割

(道州制ビジョン懇談会中間報告、道州制推進知事・指定都市市長連合案)

⇒「道州ミニマム」を考えるとすれば、道州の財政力や、各道州の財政調整・財源保障に対する考え方によって、調整の方法や水準が異なる可能性

4) 財政調整の方法

- ・一人当たり税収格差の是正など、「収入」だけで財政調整することは難しい
 - ・財政需要について「人口」「面積」でシンプルに需要を算定できるか
- ⇒一人当たり税収格差の是正、人口・面積当たりで財政需要額を見積もることの限界

(5) 債務をめぐる問題

1) 国と地方の債務をどうするか

- ・国と地方の長期債務残高は、平成 25 年度末には 950 兆円に達する見込み(国は 750 兆円、地方は 200 兆円程度)

○道州制ビジョン懇談会「中間報告」

国の資産(道路、治水利水等の公共施設、文化教育施設等)は道州に売却、国の債務を軽減する案が提示。道州全体における権限・税財源の移譲が同時に行われるべきと指摘。

○「地域主権型道州制—国民への報告書—」(2010 年 2 月)

資産・負債を同額移管する「ストックの交換」の原則を、一般会計・特別会計の全てにわたって適用。グロス(総額)で見れば地方の資産・負債規模は拡大するが、ネット(資産マイナス負債)では変化はない。また、国においても名称(勘定科目)が変わるだけでグロス、ネット上の規模の変化は何もない。

○経済同友会「道州制移行における課題—財政面から見た東京問題と長期債務負担問題—」

(平成 22 年 5 月)

「道州制という新しい国と地方のかたちに移行する場合、既存債務と新規債務については、これを予算から分離し、実質的な影響を最小限にすることが必要である」

⇒国の特別会計分のうち、地方で行うことが適切な業務については資産・債務・職員をセットで移管し、特別会計分の残りとして、国の一般会計分の長期債務については債務返済を目的とする別組織(債務返済機構:仮称)を設立し、既存債務をすべて移管

- ・国から道州に大幅な税源を移譲した場合、国の債務償還財源の確保をどうするかという問題が生じる。

・全国町村会が行ったシミュレーションでは、資産と建設国債残高を一体的に道州に移譲した場合の一人当たり債務残高は、人口規模が小さく経済的条件が厳しいブロックにおいて高くなるという結果。

2) 道州債発行について

(2) 道州債の発行をめぐる考察

- ・政府部門の債券発行は課税権を担保としており、道州への税源配分が確定して初めて道州債の発行について論じることが可能となる
- ・現在、地方債の信用を実質的に支えているのは、地方交付税等を通じた国の財源保障。国から道州への財源保障機能が縮小されれば、道州債の信用力に大幅な差が生じる可能性。経済力の弱い道州は資金調達が困難になり、社会基盤の格差がさらに拡大する恐れ。
- ・道州債を日本銀行がどこまで買い入れるのか。道州債発行と金融政策との関係をどう考えるか。

(6) むすびにかえて

- 国民が公平に享受すべき生存権を保障するために、ナショナル・ミニмум（スタンダード）の基準があり、財政調整と財源保障が行われてきた経緯がある。
- 道州単位で税源偏在や債券発行条件が大きく異なる場合、行政サービスやインフラ整備（維持・更新）の状況が地域によって大きく異なり、格差が拡大する可能性がある。
- こうした格差是正を考えるなら、国が地方財政計画や地方債計画等を通じて財源保障を行う仕組みを維持することが必要。
- 都道府県を道州に再編し、道州に権限・財源を移譲することで、日本の各地域に多様な経済都市が生まれ、地域経済の成長や発展が促されるかどうかは疑問。
- 必要なのは、ナショナル・ミニмум（スタンダード）の保障とともに、地方が担う分野における政策決定の自主性を最大限保障すること。
- 国民全体で、都市と農村、上流と下流、高齢世代と若年世代など、異なる地域・立場の人々が互いの社会経済的役割を理解しながら、負担について理解しあえるかどうか、一番の課題。

以 上

道州制推進基本法案（骨子案）

平成25年10月30日

地方の時代と言われて、既に相当の年月が経過している。しかしながら、地方分権の推進は、現在の地方自治の仕組みの下では、ほぼ限界に達していると考えられる。依然として中央集権と国依存型の統治構造が維持され、東京一極集中と地方の過疎化が進んでいる。国の財政状況は極めて厳しく、このままでは、地方財政も更に厳しい局面に立たされることとなる。

国は、外交、防衛や真に全国的な視点に立つて行わなければならない社会保障や教育の根幹など本来の国の役割により重点を移すべきである。一方で、地方で判断し、行動できることは地方の責任において処理し、今一層の地方の主体性を確立していかなければならない。

また、世界市場における国際競争が激化する中で、我が国が国際社会において確固たる地位を占め続けるためには、各地域が自らの判断でそれぞれの強みを発揮し、国際的な競争力を高めていかなければならない。そのためには、より広域でより力の蓄積のあるこれまでとは次元の異なる地方自治の主体を構築する必要がある。それが道州である。

道州は、地域の経営主体として、経済成長を担い、雇用を確保し、地方圏への人口の流れを創出するなどにより時代の変化に対応する力を生み出していかなければならない。基礎自治体は、住民に身近な地方公共団体として、行政サービスを地域住民の自治を基盤として提供していかなければならない。新しい時代を切り拓いていくためには、新しい国のかたちを作り上げることが、今求められている。

もとより道州制の導入は国、都道府県、市町村の全てを通じた大きな統治構造の改革であり、その実現には国民の合意と協力が必要である。そこで、まず道州制の全体像を国民に提示し、地方や各分野における意見を十分に踏まえ、国民的な議論を開始する必要がある。その上で、道州制の導入について、国会において適切な結論を得るものとする。

ここに、道州制の導入の在り方について、具体的な検討を開始するため、この法律を制定する。

第1 総則

1 趣旨目的

この法律は、道州制の導入の在り方について具体的な検討に着手するため、当該検討のその基本的方向及び手続を定めるとともに、必要な法制の整備について定めることを目的ものとする。

2 定義

① 道州

「道州」は、道又は州をその名称の一部とし、一の都道府県の区域より広い区域（地理的条件等を踏まえ一の都道府県の区域をその区域とすることが適当と認められる場合にあっては、当該一の都道府県の区域）をその区域としてにおいて設置され、基

礎自治体を包括する広域的な地方公共団体であって、広域事務（国から移譲された事務をいう。）国及び都道府県から移譲承継された承継した事務を処理するものをいう広域的な地方公共団体である。

② 基礎自治体

「基礎自治体」は、市町村の区域を基礎として設置され、従来の市町村の事務及び都道府県から移譲承継された承継した事務を処理する基礎的な地方公共団体をいうのである。

③ 道州制

「道州制」は、道州及び基礎自治体で構成される地方自治制度をいうのである。

3 基本理念

道州制の導入は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- ① 国の役割及び機能の改革の方向性を明らかにすること。
- ② 中央集権体制を見直し、国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、道州及び基礎自治体を中心とする地方分権体制を構築すること。
- ③ 国の事務を国家の存立の根幹に関わるもの、国家的危機管理その他国民の生命、身体及び財産の保護に国の関与が必要なもの、国民経済の基盤整備に関するもの並びに真に全国的な視点に立って行わなければならないものに極力限定し、国家機能の集約及び強化を図ること。
- ④ ③に規定する事務以外の国の事務については、国から道州へ広く権限を移譲し、道州は、従来の国家機能の一部を担い、国際競争力を有する持つ地域経営の主体として構築すること。
- ⑤ 基礎自治体は、住民に身近な地方公共団体として、従来の都道府県及び市町村の権限をおおむね併せ持ち、住民に直接関わる事務について自ら考え、かつ、自ら実践することができる地域完結性を有する主体として構築すること。
- ⑥ 国及び地方公共団体の組織を簡素化し、国と地方を通じた徹底した行政改革を行うこと。
- ⑦ 東京一極集中を是正し、多様で活力ある地方経済圏を創出し得るようにすること。

4 道州制の基本的な方向

道州制については、次に掲げる基本的な方向に沿って制度化されなければならない。

- ① 都道府県に代わる新たな広域的な地方公共団体としてを廃止し、全国の区域を分けて道州を設置すること。ただし、都の在り方については、道州制国民会議において、その首都としての機能の観点から総合的に検討するものとする。
- ② 道州は、広域的な地方公共団体とし、③④に規定する事務を除き、国及び都道府県から移譲承継された道州へ大幅に事務を移譲させて、広域事務を処理するとともに、一部都道府県から承継した事務を処理するものとする。
- ③ 基礎自治体は、市町村の区域を基礎として編成し、従来の市町村の事務を処理するとともに、都道府県から移譲承継された住民に身近な事務は都道府県から基礎自治体へ大幅に承継させて、当該事務を処理するものとする。
- ④ 道州は、基礎自治体におけるおいては、従来の市町村の区域において、地域コミュ

ニティがの維持、及び発展が可能となるできるよう、制度的配慮するものとすることを行う。

- ④⑤ 道州及び基礎自治体の長及び議会の議員及び長は、住民が直接選挙すること。
- ⑤⑥ 道州の事務に関する国の立法は必要最小限のものに限定するとともに、道州の自主性及び自立性が十分に発揮されるよう道州の自治立法権限の拡大、強化拡充を図ること。
- ⑥⑦ 国の行政機関は、整理地方支分部局を含め、再編若しくは合理化をし、又は道州へ移譲するとともに、道州及び基礎自治体の事務に関する国の関与は極力縮小すること。
- ⑦⑧ 道州及び基礎自治体の事務を適切に処理するため、道州及び基礎自治体に必要な税源を付与するとともに、税源の偏在を是正するため必要な財政調整制度を設けること。

第2 道州制推進本部

1 設置

内閣に、道州制推進本部（以下「本部」という。）を置く。

2 所掌事務

本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ①ア 道州制に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。事務
- ②イ 道州制に関する施策の実施の推進に関すること。事務
- ③ウ ①ア及び②イに掲げるもののほか、法令の規定により本部に属する属させられた事務

3 組織

本部は、道州制推進本部長、道州制推進副本部長及び道州制推進本部員をもって組織する。

4 道州制推進本部長

- ① 本部長は、道州制推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。
- ② 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

5 道州制推進副本部長

- ① 本部に、道州制推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。
- ② 副本部長は、本部長の職務を助ける。

6 道州制推進本部員

- ① 本部に、道州制推進本部員（以下②において「本部員」という。）を置く。
- ② 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

7 資料の提出その他の協力

- ① 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- ② 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、①に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

7.8 事務局

- ① 本部に、その事務を処理させるため、本部に事務局を置く。
- ② 事務局に、事務局長のほか、所要その他の職員を置く。
- ③ 事務局長は、本部長の命を受けて、局務を掌理する。

8.9 主任の大臣

本部に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

10 政令への委任

この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第3 道州制国民会議

1 設置

内閣府に、道州制国民会議を置く。

2 所掌事務

道州制国民会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ①ア 内閣総理大臣の諮問に応じて道州制に関する重要事項を調査審議すること。
- ②イ ①アに規定するの重要事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること。
- ③ウ ①ア及び②イに掲げるもののほか、法令の規定によりその権限道州制国民会議に属する属させられた事務

3 組織

道州制国民会議は、委員30人以内で組織する。

4 委員

- ① 委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員及び長並びに優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- ② 委員は、非常勤とする。

5 会長及び副会長

- ① 道州制国民会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- ② 会長は、会務を総理する。
- ③ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 専門委員

道州制国民会議に、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

7 部会

会長は、必要に応じ、道州制国民会議に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

8 資料の提出その他の協力

① 道州制国民会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

② 道州制国民会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、①に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

9 事務局

① 道州制国民会議に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

② 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

③ 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

3-10 道州制国民会議への諮問等

① 内閣総理大臣は、次に掲げる事項については、道州制に関する重要事項を道州制国民会議に諮問しなければならない。

② ①の重要事項を例示すると、おおむね次のとおりである。

ア 道州の区割り区域、事務所の所在地位置その他道州の設置に関すること。

イ 国、道州及び基礎自治体の事務の分担に関すること。

ウ 国の機構行政機関の再編並びに国の道州及び基礎自治体への関与の在り方に関すること。

エ 国の立法権限並びに道州及び基礎自治体の自治立法権限及び並びにその相互関係に関すること。

オ 道州及び基礎自治体の税制その他の財政制度並びに財政調整制度に関すること。

カ 道州及び基礎自治体の公務員制度並びに道州制の導入に伴う公務員の身分の変更等に関すること。

キ 道州及び基礎自治体の議会の在り方並びに及び長と議会との関係に関すること。

ク 道州及び基礎自治体の名称、規模及び編成の在り方並びにその他の組織に関すること。

ケ 基礎自治体間の事務の共同処理、道州による基礎自治体の事務の代行等基礎自治体の事務の補完の在り方に関すること。

コ 基礎自治体における地域コミュニティの役割に関すること。

ク 道州及び基礎自治体の組織に関すること。

コサ 首都及び大都市の在り方に関すること。

~~サ 道州制の導入に関する国の法制の整備に関すること。~~

シ 都道府県の事務の道州及び基礎自治体への移譲承継手続その他の道州制の導入に伴い検討が必要な事項に関すること。

②③ 道州制国民会議は、道州制に関する重要事項について調査審議を行うため必要があると認めるときは、都道府県及び市町村の意見を聴くものとする。

4.1.1 答申

道州制国民会議は、3の10①により諮問を受けた場合ときは、当該諮問を受けた日から3年以内に内閣総理大臣に答申をしなければならない。

5.1.2 中間報告

内閣総理大臣は、3の諮問事項について必要があると認めるときは、道州制国民会議に対し、中間報告を求めることができる。

6.1.3 国会への報告

内閣総理大臣は、道州制国民会議から5.1.1の答申及び1.2の中間報告及び3の諮問に対する答申を受けたときは、これを国会に報告するものとする。

7 組織

① 道州制国民会議は、委員30人以内で組織する。

② 委員は、国会議員、地方公共団体の長及び議会の議員並びに優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

③ 委員（国会議員を除く。）の任命については、両議院の同意を得なければならない。

④ 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

⑤ 委員は、再任されることができる。

⑥ 委員は、非常勤とする。

8 会長及び会長代理

① 道州制国民会議に会長及び会長代理1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

② 会長は、会務を総理する。

③ 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

9 専門委員

道州制国民会議に、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

10 部会

会長は、必要に応じ、道州制国民会議に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

~~1.1 事務局~~

- ~~① 道州制国民会議の事務を処理させるため、道州制国民会議に事務局を置く。~~
- ~~② 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。~~
- ~~③ 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。~~

1.4 地方六団体との協議

政府は、道州制について地方六団体と協議を行い、その内容が道州制国民会議の調査審議に適切に反映されるよう、配慮しなければならない。

1.2.15 設置期限

道州制国民会議は、4.1.1の答申をした日から起算して6月を経過する日まで置かれるものとする。

1.6 政令への委任

この法律に定めるもののほか、道州制国民会議に関し必要な事項は、政令で定める。

第4 法制の整備必要な措置

政府は、道州制国民会議の第3 4.1.1の答申があったときは、当該答申に基づき、道州制に関する国民的な議論を踏まえ、2年を目途に速やかに、必要な法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとするを実施しなければならない。

第5 その他

- ~~① この法律に定めるもののほか、本部及び道州制国民会議に関し必要な事項は、政令で定める。~~
- ~~② 道州制国民会議が設置されている間、地方制度調査会の所掌から道州制国民会議の所掌に属するものを除くものとする。~~
- ① この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、②の規定は、公布の日から施行する。
- ② 第3 4による道州制国民会議の委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。
- ③ その他所要の規定の整備を行う。

道州制への移行のための改革基本法案の概要

第1 目的

我が国の国のかたちを新たなものに転換することが喫緊の課題となっていることに鑑み、道州制への移行のための改革を総合的に推進する。



基本理念及び基本方針、その実施の目標時期その他の基本となる事項を定めるとともに、道州制への移行のための改革推進本部及び道州制国民会議を設置する。

第2 基本理念及び基本方針

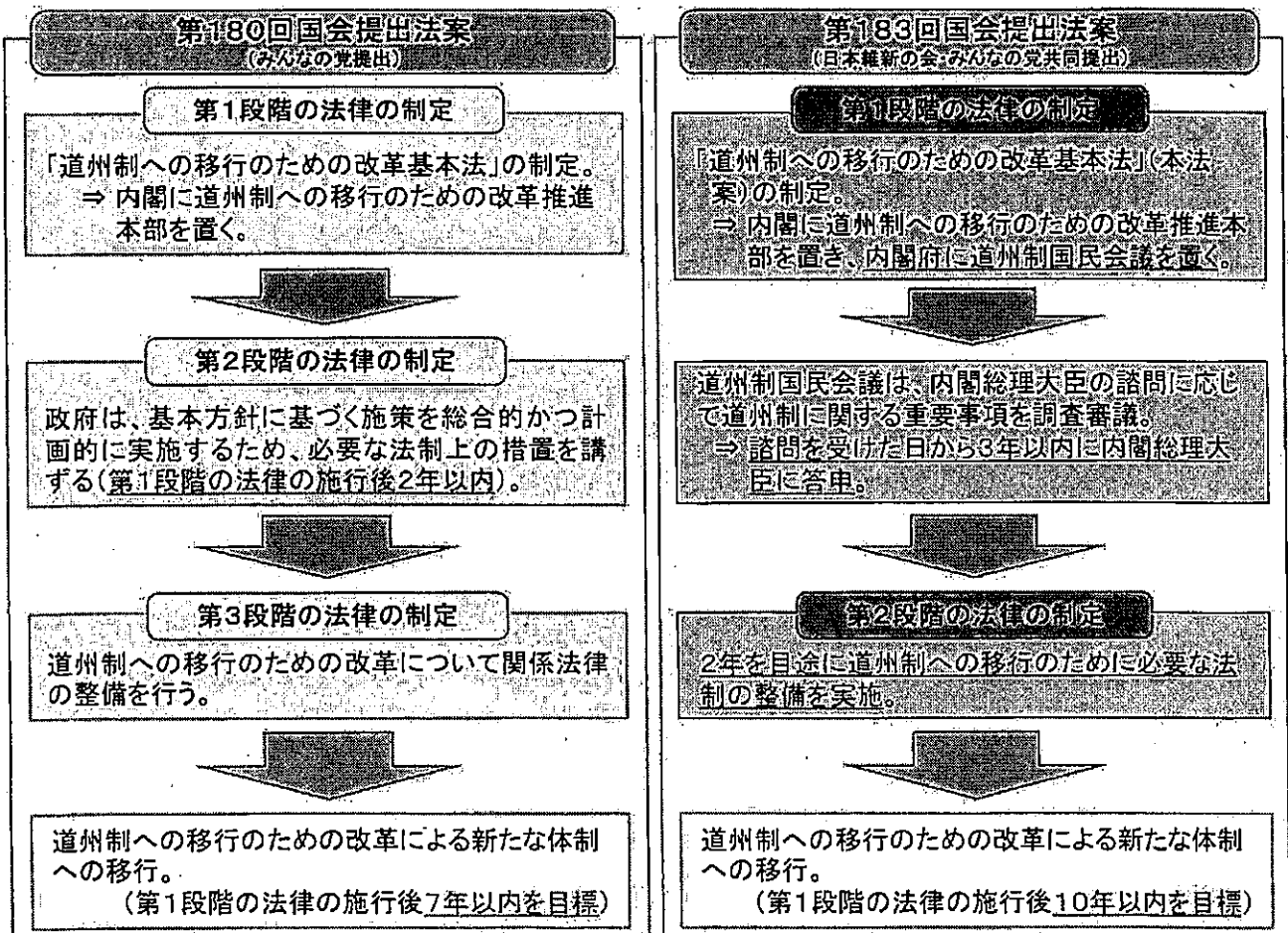
(1)道州の設置等、(2)国の事務の道州への移譲等、(3)国及び地方公共団体の税財政制度の見直し、(4)都道府県の廃止等、(5)市町村の事務等を法律に規定。

第3 道州制への移行のための改革推進本部及び道州制国民会議

内閣に推進本部を置き、内閣府に道州制国民会議を置く。
 推進本部：道州制への移行のための改革の推進に関する総合調整等を行う。
 道州制国民会議：内閣総理大臣の諮問に応じて道州制に関する重要事項の調査審議等を行う。



この法律の施行後10年以内を目標として道州が設置され、新たな体制への移行が開始されるよう必要な措置が講ぜられるものとする。



道州制への移行のための改革基本法案

目次

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 道州制への移行のための改革の基本方針（第五条―第九条）

第三章 道州制への移行のための改革推進本部及び道州制国民会議

第一節 道州制への移行のための改革推進本部（第十条―第十九条）

第二節 道州制国民会議（第二十条―第二十四条）

第四章 道州制への移行のために必要な法制の整備（第二十五条）

附則

第二章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国の国のかたち（日本国憲法の理念の下における国と地方公共団体の全体を通じた統合の構造をいう。）を新たなものに転換することが政策の課題となっていることに鑑み、道州制への

移行のための改革（この法律の規定に基づいて、地方自治の仕組みを広域の地方公共団体である道州と基礎的な地方公共団体である市町村（特別区を含む。以下同じ。）との二層制に移行するとともに、これに伴い国及び地方公共団体の組織及び事務、国と地方公共団体の税源配分等を抜本的に見直す改革をいう。以下同じ。）について、その基本理念及び基本方針、その実施の目標時期その他の基本となる事項を定めるとともに、道州制への移行のための改革推進本部及び道州制国民会議を設置することにより、これを総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 道州制への移行のための改革は、道州において、個性豊かで活力に満ち、かつ、安心して暮らすことのできる地域社会が形成され、及び地域経済が自律的に発展するとともに、行政、経済、文化等に関する機能が我が国の特定の地域に集まることなく配置されるようにし、あわせて、国が本来果たすべき役割を重点的に担うことができるよう、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

一、広域の地方公共団体である道州を設置して、道州においてその地域の特性に応じた独自の施策を展開することができる地方自治制度を確立すること。

二 国の事務は国の基本法に基づき分割に属するものとし、国の府省、地方支分部局その他の国の行政組織の改組を行うとともに、国の行政機能の強化を図ること。

三 国基本法第三十六條に係る事務を除き、国が所掌する事務を道州に移譲するとともに、道州が施策の企画及び立案と実施とを一貫して行う体制を確立することにより、道州が行政需要に的確に対応して効率的に事務を実施することができるようにすること。

四 道州の財政運営における自主性を確保し、道州が自主的かつ自立的にその役割を果たすことができる地方財政及び地方債に係る制度を確立すること。

五 住民に身近な行政ができる限り基礎的な地方公共団体が担い、道州がこれを補完するものとし、市町村について、基礎的な地方公共団体としてあるべき姿となる地方自治制度並びに地方財政及び地方債に係る制度を確立するとともに、行政需要に的確に対応して効率的に事務を実施することができるようにすること。

(国及び地方公共団体の責務等)

第三條 国は、前条の基本理念のに基づき、道州制への移行のための改革を推進する責務を有する。

三

四

2 国は、道州制への移行のための改革を推進するに当たっては、地方公共団体の意見に配慮するものとする。

3 地方公共団体は、前条の基本理念のに基づき、国による道州制への移行のための改革の推進に協力する責務を有する。

(実施の目標時期)

第四條 道州制への移行のための改革については、この法律の施行後十年以内を目標として道州が設置され、新たな体制への移行が開始されるよう必要な措置が講ぜられるものとする。

第二章 道州制への移行のための改革の基本方針

(道州の設置等)

第五條 市町村を包括する広域の地方公共団体として、全国の区域を分けて道又は州を設置するものとする。

2 道州の区域は、廃止される国の地方支分部局から移譲される事務及び事業を道州が適切に遂行するにふさわしい区域を基礎として定めるものとする。

3 道州の境界は、従来の都道府県の境界と異なるものとするを妨げないものとする。

イ 道州の行政組織は、道州がその果たすべき役割を適切に遂行するために必要と認められるものに自主的に定めることができるようにするものとする。

(国の事務の道州への移譲等)

第六条 国は、次に掲げる事務については引き継ぎ地であるとし、当該事務以外の事務（これに係る企画及び立案を含む。）については道州に移譲するものとする。

一 外交、安全保障、出入国管理、通関その他の国際社会における国家としての存在に関与する事務

二 刑法に關する法執行の維持、公正取引の確保その他の全国的に統一して定めることが不可欠である国民の総活動に関する事務

三 全国的な規模で又は全国的な視点に立つて行われなければならない施策の実施その他国が本来果たすべき役割に関する事務

(国及び地方公共団体の税財政制度の見直し)

第七条 道州及び市町村がその事務を自主的かつ自立的に執行することができるように、国、道州及び市町村の税源がそれぞれの事務に充てる性質に応じて配分されるようにすること。道州及び市町村がその地域

五

六

の実情に応じて自主的に課税を行うことができるようにすることその他の税制の抜本的見直しを行うものとする。この場合において、併せて、効率的かつ適正に徴税することができる仕組みを構築するものとする。

2 道州間における財政の調整については、道州間の協議を基本として自律的に行う制度を設けるものとする。

3 道州の区域内の市町村間における財政の調整については、道州がこれを行う制度を設けるものとする。
(都道府県の廃止等)

第八条 道州の設置に伴い、都道府県は、廃止するものとする。

2 都道府県が行っている事務のうち、広域にわたるもの及び市町村に関する連絡調整に関するものは、道州に移譲するものとし、その他の事務は、市町村に移譲するものとする。この場合において、その規模又は性質において市町村が処理することが困難なものについては、複数の市町村において共同して処理することもできるようにするものとする。

(市町村の事務等)

第九條 市町村は、従来の市町村の事務に加え、推進本部の廃止に伴い都道府県から移譲された事務を行うものとする。

第十條 市町村の原簿の適正化及び市町村の事務処理の共同化を図るには、道州において必要な措置を講ずることができるようにするものとする。

第三章 道州制への移行のための改革推進本部及び道州制国民会議

第一節 道州制への移行のための改革推進本部

(道州制への移行のための改革推進本部の設置)

第十條 道州制への移行のための改革を総合的に推進するため、内閣は、道州制への移行のための改革推進本部（以下「本部」という。）を設ける。

(所掌事務)

第十一條 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 道州制への移行のための改革の推進に関する総合調整に関すること。
- 二 道州制への移行のための改革の推進に関する法律案及び政令案の立案に関すること。

七

三 道州制への移行のための改革の推進に関する施策の促進の推進に関すること。

四 前三条に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

(組織)

第十二條 本部は、道州制への移行のための改革推進本部長、道州制への移行のための改革推進副本部長及び道州制への移行のための改革推進本部員をもちて組織する。

(道州制への移行のための改革推進本部長)

第十三條 本部長は、道州制への移行のための改革推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもちて充てる。

第十四條 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(道州制への移行のための改革推進副本部長)

第十五條 本部に、道州制への移行のための改革推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣総務長官及び道州制への移行のための改革推進大臣（内閣総理大臣の命を受けて、道州制への移行のための改革に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもちて充てる。

八

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(道州制への移行のための改革推進本部員)

第十五条 本部に、道州制への移行のための改革推進本部員(以下「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての國務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第十六条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第十七条 本部に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、道州制への移行のための改革に関する事務に関し必要な識見及び能力を有する者のうちか

九

ら、内閣総理大臣が任命する。

4 事務局長は、本部長の命を受け、局務を掌理する。

(主任の大臣)

第十八条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第十九条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 道州制国民会議

(設置)

第二十条 内閣府に、道州制国民会議を置く。

(所掌事務)

第二十一条 道州制国民会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣総理大臣の諮問に応じて第二十九条第一項に掲げる事項その他の道州制に関する重要事項を調査

審議すること。

二 前号に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること。

三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定により道州制国民会議に属させられた事務

(組織)

第二十二條 道州制国民会議は、委員三十人以内で組織する。

(委員)

第二十三條 委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員及び長並びに優れた識見を有する者のうちから、

内閣総理大臣が任命する。

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第二十四條 道州制国民会議に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

一一

一二

(専門委員)

第二十五條 道州制国民会議に、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(部会)

第二十六條 会長は、必要に応じ、道州制国民会議に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

(資料の提出その他の協力)

第二十七條 道州制国民会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 道州制国民会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第二十八條 道州制国民会議に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

三 事務局長は、会長の命を受け、同務を掌理する。

(道州制国民会議の諮問等)

第二十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる事項については、道州制国民会議に諮問しなければならない。

一 道州の区域、事務所の位置その他道州の設置に関すること。

二 国、道州及び市町村の事務の分担に関すること。

三 国の行政組織の改廃に関すること。

四 国、道州及び市町村の法律規及びその相互関係に関すること。

五 道州及び市町村の税制その他財政制度並びに財政調整制度に関すること。

六 道州及び市町村の公務員制度並びに道州制への移行に伴う公務員の身分の変更等に関すること。

七 道州及び市町村の議会の在り方及び長と議員との関係に関すること。

八 市町村の名称、規模及び編成の在り方並びに市町村における地政学ミニミニ等に関すること。

九 道州及び市町村の組織に関すること。

十 官制、官制の在り方に関すること。

一三

一四

十一 道州制への移行のための国の法制の整備に関すること。

十二 都道府県の事務の道州及び市町村への移譲手続その他道州制への移行に伴い検討が必要な事項に関すること。

2 道州制国民会議は、道州制に関する重要事項について調査審議するため必要があると認めるときは、都道府県及び市町村の意見を聴くものとする。

(答申)

第三十条 道州制国民会議は、前条第二項の規定により諮問を受けたときは、当該諮問を受けた日から三年以内に内閣総理大臣に答申をしなければならない。

(中間報告)

第三十一条 内閣総理大臣は、第二十九条第二項に掲げる事項について必要があるときは、道州制国民会議に対し、中間報告を求めることができる。

(国会への報告)

第三十二条 内閣総理大臣は、第三十条の答申及び前条の中間報告を受けたときは、これを国会に報告する。

ものとする。

(設置期限)

第三十二条 道州制国民会議は、第三十条の発布をした日から起算して六月を経過する日まで置かれるものとする。

(政令への委任)

第三十四条 この法律に定めるもののほか、道州制国民会議に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 道州制への移行のために必要な法制の整備

第三十五条 政府は、第三十条の発布があつたときは、二年を目途に道州制への移行のために必要な法制の整備を実施しなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章並びに附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一五

一六

(施行期日)

第二条 第十二条第一項の規定による道州制国民会議の委員の任命の求めに必要な行方は、この法律の施行前においても行うことができる。

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法(平成十二年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第四項中「前三項」を「前六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 内閣府は、第三条第三項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前二項に掲げる事務のほか、道州制への移行のための改正基本法(平成二十五年法律第...号)第三十二条に規定する目までの間、同法第三十二条に規定する事務及びこれに関連する事務の遅滞調整に関する事務をつかさどる。

附則第五条の「第三項中(前条第四項)」を「前条第五項」に改める。

附則第八条第一項中「神皇正統記特別措置法」の下に「(平成十四年法律第十四号)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 道州制への移行のための改革基本法第三十三条に規定する日までの間、同法の定めるところにより内閣府に置かれる道州制国民会議は、本府に置く。

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第四条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第六十八条のうち内閣府設置法附則第二条第四項に二号を加える改正規定中「附則第二条第四項」を「附則第二条第五項」に改める。

第六十九条のうち内閣府設置法附則第二条第四項第四号を削る改正規定中「附則第二条第四項第四号」を「附則第二条第五項第四号」に改める。

理 由

我が國の國のかたちを新たなものに転換することが喫緊の課題となっていることに鑑み、道州制への移行のための改革について、その基本理念及び基本方針、その実施の目標時期その他の基本となる事項を定めるとともに、道州制への移行のための改革推進本部及び道州制国民会議を設けることにより、これを総合的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律の施行に伴い必要となる経費

この法律の施行に伴い必要となる経費は、平年度約一億七千万円の見込みである。

三